事務連絡

令和3年2月1日

自治会長・行政区長　各位

令和３年度各自治組織の総会開催方法（認可地縁団体）について

（新型コロナウイルス感染防止対策）

古河市　市民協働課

新型コロナウイルスについて、未だ収束の目処も立たないまま、今年度も終盤に差し掛かりました。コロナ禍での認可地縁団体の総会開催方法について以下の通り提示いたします。自治組織によって実情は異なりますので、あくまで参考としてください。

開催方法について

　・三密対策・マスク着用等、感染防止対策を講じた上での開催。

　・委任状を用いた少人数（役員のみなど）での総会開催

　・書面表決での実施（下記参照）

**上記は、一例となります。自治組織の実情により、開催方法について検討してください。**

書面表決について

　①役員会等の開催

　　議案の内容について会長からの提案もしくは役員会で決める。

②議案書・書面表決書を配布案内（※別紙）

　　議案を議案書（総会資料）として会員へ配布。

（予算案・事業計画案・役員案等）

※書面表決は個人ごとで表決できる様式が必要です（詳細は別紙の参考様式をご　覧ください）

③書面表決書（※別紙）の回収・集計

　　会員からの提出された書面表決書の結果で、総会の決議があったものとみなされます。

　　※総会成立の要件等、規約を設けている場合もあるので、必ず確認してください。

④総会議事録の送付

　　総会議事録を作成し書面決議の結果を会員へ提示します。

　　・決議した提案事項

　　・議案を提案した者

　　・決議があったとみなした日

　　・議事録作成にあたった代表者名

※参考書式等は市のホームページへ掲載しています。

問合せ

古河市　市民協働課　行政自治会係

TEL：0280-92-3113（直通）